

委託加工貿易契約による輸出承認申請書記載要領

経済産業省

貿易審査課

通則

- (1) 輸出承認申請書作成は、契約全体について行う。
- (2) 輸出承認申請書の記載事項が多い場合は、当該欄に別紙に記載している旨を記入し、当該事項を記入した別紙を輸出承認申請書の裏面にのり付けする。

「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄

※申請者を委託者とする。

- (1) 申請者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）に限ることとする。
- (2) 代理申請の場合には、輸出しようとする者の代理である旨を記載し、代理者が記名をする。

【例】(1) ○○代理

○○株式会社

代表取締役 何 某

(2) on behalf of (principal's name)

(Agent's name)

「契約の相手方」の欄

受託者を記載する。なお、受託者と荷受人が異なる場合には、同欄に委託者及び荷受人を併記する。

「輸出」の欄及び「輸入」の欄

【仕向地の欄】

輸出貨物の最終陸揚港の属する国（又は領域、以下同じ。）を記載する。ただし、当該貨物が当該国以外の国で消費又は加工されることが明らかな場合は、消費又は加工される国を記載し、加工される国と消費される国とが異なることが明らかな場合は、消費される国を記載する。

(注) 台湾の英語表記の場合はTAIWANとすること。

【商品名の欄】

商品名は、一般的な用語をもって記載する。ただし、同一商品名で、信用状等に記載さ

れた名称と異なる場合は、その名称をカッコ書にして記載する。

【「価額」の欄】

当該契約の建値を記載する。

【「時期」の欄】

輸出の船積の最終年月及び輸入通関の最終年月を記載する。

【「数量及び総額の増加の記入」の欄】

- (1) 数量及び総額の増加が予想される場合は、その増加率を記入し、その必要のない場合は、×印を記入する。
- (2) 数量の増加の計算は、輸出承認申請書に記載されている数量の未通関のものを基準として行い、増加率は、2以上の貨物が当該申請書の商品名欄に併記されている場合は、各貨物にその増加率が適用される。

(注) この欄は、単価の変更には適用されない。

【「加工」の欄】

【「加工内容」の欄】

「革、毛皮、皮革製品（毛皮製品を含む。）及びこれらの半製品の製造」と記入。

【「加工賃単価」及び「総額」の欄】

(1) 「加工賃単価」の欄

契約上特に定められている場合を除き、記載することを要しない。

(2) 「総額」の欄

輸出貨物代金と輸入貨物代金の差額を記載する。

【「加工賃として引き渡す商品内容明細」の欄】

加工賃の一部若しくは全部の支払いに代えて当該原材料（副資材を含む。）と同種の原材料若しくは当該加工製品を引き渡すときは、その内容を【「輸出」の欄及び「輸入」の欄】に準じて記載する。

【「備考」の欄】

その他当該契約に係る参考事項を記載する。